

## 令和7年第3回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月12日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階 会議室2B、2C

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

委 員

1番	今 貴洋	2番	山形 浩一
3番	角田 里美	4番	宮崎 尚彦
5番	伊藤 美穂子	6番	鳴海 正
7番	外崎 高逸	8番	乗田 栄一
9番	石岡 雅樹	10番	小林 達英
11番	佐藤 善一	12番	一戸 孝志
13番	工藤 昇	14番	佐藤 敬道
15番	相馬 孝雄	16番	柳原 一夫
17番	白戸 裕丈	18番	中谷 徳善
19番	小山内 清人		

欠 席 なし

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 競売公売買受適格者の証明について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第17号 農用地利用集積計画の決定について

議案第18号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第19号 地域計画の策定に関する意見について

議案第20号 市長の権限に属する事務の委任について

報告第6号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

報告第 7号 競売公売買受適格者の証明に係る農地法第3条許可書の交付について

5 閉 会

6 書 記

農業委員会金木支所  
支所長 秋村 正紀

7 参 与

農業委員会事務局  
局 長 一戸 武二  
次 長 鈴木 秀人  
係 長 山田 竜太郎  
主 査 藤元 大季

農業委員会市浦支所  
支所長 奈良 和之

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 7 年第 3 回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を  
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は ( )  
名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、  
私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、9 番 石岡雅樹 (いしおかまさき) 委員、10 番 小  
林達英 (こばやしたつえい) 委員のご両名を指名いたします。

また、書記には秋村金木支所長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、藤元主査、  
奈良市浦支所長、農林政策課松本農政係長にお願いいたします。

次に、次第 5 業務報告を参与から報告させていただきます。

参 与 令和 7 年 2 月 28 日午前 9 時 30 分から、市役所 2 階会議室においてあつ  
せん委員会を行い、高橋 誉一 推進委員と事務局であつせんにあたり、3  
条有償移転事業 10 件を適正に処理しました。

また、令和7年3月7日午前9時から、福士 浩樹 推進委員、高橋 佑典 推進 委員で五所川原南地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転15件、無償所有権移転3件、使用貸借権設定1件です。2ページをご覧ください。

1 番 大字長橋字広野、田1筆、8,185 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額800,000円の有償移転です。

2 番 大字福山字実吉ほか、田2筆、合計6,116 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額1,200,000円の有償移転です。

3 番 大字金山字竹崎、田4筆、合計14,277 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額3,570,000円の有償移転です。

4 番 大字米田字松島ほか、畑3筆、合計12,209 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額1,831,000円の有償移転です。

- 5 番 大字新宮字松元ほか、田 6 筆、合計 5,245 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 1,573,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字松野木字福泉、畑 1 筆、3,901 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 400,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字浅井字種取、田 1 筆、7,564 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 2,270,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字川山字千本ほか、田 1 2 筆、合計 21,389 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 3,640,000 円の有償移転です。
- 9 番 大字戸沢字玉清水、畑 3 筆、合計 30,600 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 1,836,000 円の有償移転です。
- 10 番 十三土佐、田 3 筆、合計 6,824 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 680,000 円の有償移転です。
- 11 番 大字原子字紅葉、畑 1 筆、2,713 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 150,000 円の有償移転です。
- 12 番 大字梅田字平野、畑 2 筆、合計 3,600 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 300,000 円の有償移転です。

- 13 番 大字長橋字広野、田 1 筆、1,009 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 50,000 円の有償移転です。
- 14 番 大字羽野木沢字実吉、田 2 筆、合計 185 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 56,400 円の有償移転です。
- 15 番 金木町嘉瀬萩元、田 5 筆、畑 2 筆、合計 7,214 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。
- 16 番 大字高野字広野、畑 1 筆、3,822 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。
- 17 番 金木町喜良市坂本、畑 1 筆、2,110 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 50,000 円の有償移転です。
- 18 番 太田太田山、畑 1 筆、1,587 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。
- 19 番 大字小曲字枝村、田 2 筆、合計 2,796 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
20 年間の使用貸借です。

議 長 議案第 14 号についての説明が終わりました。  
はじめに、所有権移転 17 番以外について審議いたします。ご質問のある  
方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転17番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、所有権移転17番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、所有権移転17番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、1番 今貴洋（こんたかひろ）委員には退席をお願いいたします。

今委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、所有権移転17番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、所有権移転17番について原案のとおり決定いたします。

17番 今貴洋(こんたかひろ)委員の入室を許可いたします。

今委員 (入室)

議長 つづきまして、議案第15号「競売公売買受適格者の証明について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 10ページをご覧ください。

議案第15号「競売公売買受適格者の証明について」であります。

農地法第3条の規定の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求めるものです。

なお、当該適格者が最高価買受申請人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。

件数は1件です。

1番 大字豊成字笠野前、田2筆、合計6,784㎡、売却基準価額は949,000円、所有者、願出人は記載のとおりです。

入札日は令和7年4月8日から令和7年4月15日、願出人の耕作面積は、248,750㎡、労働力の状況は、男3人、女2人です。

本競売物件については、利用権が設定されておりますが、抵当権の後に設定されているため、買受人が賃借権を負担することはありません。

願出人の確保している農業用機械は、トラクター2台、田植機1台、乾燥機6台、コンバイン1台、農用自動車4台、年間の従事日数は220日、買受地は水稻の作付を計画しています。以上、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず、適格者として許可相当であると判断されます。

議長 議案第15号についての説明が終わりました。

番号1番について、「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、7番 外崎高逸（とのさきこういつ）委員には退席をお願いいたします。

外崎委員 （退 席）

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 （質 問）

参 与 （回 答）

議 長 他にございませんか。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、番号1番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご意義がないようですので、番号1番について原案のとおり決定いたします。

7番 外崎高逸（とのさきこういつ）委員の入室を許可いたします。

外崎委員 （入 室）

議 長 つづきまして、議案第16号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 11ページをご覧ください。

議案第16号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意

見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

12ページをご覧ください。

1番 大字石岡字藤巻、畑1筆、266㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は普通住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約1.3kmに位置し、都市計画法に規定する用途地域内にあることから第3種農地と判断されます。

申請人は、現在アパートに居住しており、子供の成長に伴い手狭となっていたため、住宅を新築することとしました。申請地は、学校や商業施設が近接し、生活しやすい場所であることから今回の申請に至りました。

申請地の東・南側は市道、西側は畑、北側は宅地となっております。生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は道路側溝に流れるような勾配としており、周辺農地への影響は少ないと見込まれ、土地利用計画・資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については13ページ、現地調査時の写真等については14ページをご覧ください。

議長 議案第16号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議 長     ご質問がないようですので、議案第 16 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員     (異議なしの声あり)

議 長     ご異議がないようですので、議案第 16 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与     15 ページをご覧ください。

議案第 17 号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 139 件、所有権移転 6 件です。

16 ページから 82 ページまでの利用権設定 118 件については、皆様のタブレットに配信しております農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書のとおり、各要件を満たしております。

83 ページから 93 ページまでの 21 件については、一括方式による農用地利用集積計画で、あおり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接している等のルールにより市農林政策課が選定しています。

94 ページから 95 ページまでの所有権移転 6 件については、あっせん委員会による「あおり農業支援センター」の農地売買等事業によるものです。

議 長     議案第 17 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、利用権設定 1 番から 4 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定1番から4番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定1番から4番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定1番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番 小山内清人（おさないきよと）会長職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議 長      ご質問がないようですので、利用権設定 1 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員      (異議なしの声あり)

議 長      ご意義がないようですので、利用権設定 1 番について原案のとおり決定いたします。

19 番 小山内清人(おさないきよと) 会長職務代理者の入室を許可いたします。

小山内職代      (入 室)

議 長      つづきまして、利用権設定 2 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の制限」となりますので、16 番 柳原一夫(やなぎはらかずお) 委員には退席をお願いいたします。

柳原委員      (退 席)

議 長      ご質問がある方はお願いいたします。

委 員      (質 問)

参 与      (回 答)

議 長      他にございませんか。

委 員      (な し)

議 長      ご質問がないようですので、利用権設定 2 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員      (異議なしの声あり)

議 長           ご意義がないようですので、利用権設定 2 番について原案のとおり決定いたします。

1 6 番 柳原一夫（やなぎはらかずお）委員の入室を許可いたします。

柳原委員       （入 室）

議 長           つづきまして、利用権設定 3 番及び 4 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、  
1 4 番 佐藤敬道（さとうたかみち）委員には退席をお願いいたします。

佐藤委員       （退 席）

議 長           ご質問がある方はお願いいたします。

委 員           （質 問）

参 与           （回 答）

議 長           他にございませんか。

委 員           （な し）

議 長           ご質問がないようですので、利用権設定 3 番及び 4 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員           （異議なしの声あり）

議 長           ご意義がないようですので、利用権設定 3 番及び 4 番について原案のとおり決定いたします。

1 4 番 佐藤敬道（さとうたかみち）委員の入室を許可いたします。

佐藤委員       （入 室）

議 長 つづきまして、議案第 18 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 96 ページをご覧ください。

議案第 18 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式 43 件、再配分 7 件です。

97 ページから 120 ページまでの 43 件については、一括方式による農用地利用集積等促進計画で、121 ページから 123 ページまでの 7 件については、受け手変更による再配分の農用地利用集積等促進計画となります。

以上、要請した促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により 4 月下旬に認可・公告される予定です。

議 長 議案第 18 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、一括方式 35 番、43 番、再配分 4 番、5 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、一括方式 3 5 番、4 3 番、再配分 4 番、5 番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、一括方式 3 5 番、4 3 番、再配分 4 番、5 番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、一括方式 3 5 番、4 3 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 4 番 佐藤敬道(さとうたかみち)委員には退席をお願いいたします。

佐藤委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、一括方式 3 5 番、4 3 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、一括方式 3 5 番、4 3 番について原案のとおり決定いたします。

14番 佐藤敬道（さとうたかみち）委員の入室を許可いたします。

佐藤委員 （入室）

議長 つづきまして、再配分4番、5番については私に関する案件ですので、「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」により立ち会うことができないことから退席いたします。議事進行は小山内会長職務代理者をお願いいたします。

（議長交代）

森会長 （退席）

小山内職代 それでは、ご質問がある方はお願いいたします。

委員 （質問）

参与 （回答）

小山内職代 他にございませんか。

委員 （なし）

小山内職代 ご質問がないようですので、再配分4番、5番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 （異議なしの声あり）

小山内職代 ご意義がないようですので、再配分4番、5番について原案のとおり決定いたします。

森義博（もりよしひろ）会長の入室を許可いたします。

（議長交代）

議 長 つづきまして、議案第 19 号「地域計画の策定に関する意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 124 ページをご覧ください。

議案第 19 号「地域計画の策定に関する意見について」であります。

五所川原市長より標記照会があり、別紙の地域計画案について、意見がない旨の回答をしたので承認を求めるものです。

提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、地域計画案について意見聴取があり、農業委員会の意見を回答したので承認を求めるものであります。

地域計画案については別ファイルにより配信しておりますが、市浦・金木北・金木南・五所川原北・五所川原南・五所川原東の 6 地区において作成されております。なお、目標地図については第 2 回総会において承認されたものから変更がありませんので添付を省略しております。

議 長 議案第 19 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 19 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第19号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第20号「市長の権限に属する事務の委任について」を議題とします。

参与より、説明願います。

参与 125ページをご覧ください。

議案第20号「市長の権限に属する事務の委任について」であります。

五所川原市より、市長の権限に属する別紙の事務を受託することについて、農業委員会の決定を求めるものです。

提案理由は、五所川原市長より、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の委任について協議があったので、これを受託することについて、議決を求めるものであります。

委任を受ける事務の内容については、次のページに記載しております。

1つ目は、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき市が委託を受けた業務の執行に関する事務です。

こちらは、これまで市農林政策課があおもり農業支援センターより受託して行っていた農地中間管理事業の業務を、令和7年度より農業委員会で実施するものです。

2つ目は、青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定により市が処理することとされる事務として、(1)農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づく農用地利用集積等促進計画の認可及び同条第7項に基づく農業委員会への通知と公告、(2)農地法に基づく事務のうち次に掲げる事務として、第18条第1項の規定による農地及び採草放牧地の賃貸借の解約等の許可に関することなどです。

(1)は、令和7年度より市が県から権限移譲を受ける農用地利用集積等促進計画の認可・公告事務になります。

権限移譲を受け、それを農業委員会で実施することにより、申請から貸借・売買までの期間短縮や事務の簡素化が図られます。

(2)は、市が平成27年度より権限移譲を受けている、合意解約等によらない賃貸借契約の解除についての許可になります。こちらも(1)同様、事務処理の迅速化・効率化が図られます。

以上のことについて、令和7年度から受託する事務に伴う協議になります。

議長 議案第20号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)

参与 (回答)

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第20号について原案のとおり決定し、五所川原市長に回答することに決定いたします。

以上、議案第14号から議案第20号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議長 その他、何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。